

訪問介護活動職員の保有する個人情報の取り扱いに
関するガイドライン
(個人情報保護マニュアル2)

クレイン在宅ケアセンター

本ガイドラインは、平成16年12月24日、厚生労働省より提示された『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』を基本として作成いたしました。

目次

I 本ガイドラインの趣旨、目的、基本的考え方	3
1. 本ガイドラインの趣旨	
2. 本ガイドラインの構成及び基本的考え方	
3. 本ガイドラインの対象となる「個人情報」の範囲	
4. 責任体制の明確化と利用者窓口の設置等	
5. 他の法令等との関係	
II 訪問介護活動に伴う個人情報の取り扱いについて	4
○ 対象となる情報	
○ 取り扱い方法	
■ 具体例	
別表 用語の定義等	5
1. 個人情報(法第2条第1項)	
2. 個人情報の匿名化	
3. 個人情報データベース等(法第2条第2項)、個人データ(法第2条第4項)、 保有個人データ(法第2条第5項)	

I 本ガイドラインの趣旨、目的、基本的考え方

1. 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「法」という。) 第6条第3項及び第8条の規定に基づき、介護保険法に規定する居宅サービス事業を行う者等の事業者であるクレイン在宅ケアセンターの訪問介護活動職員が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するためのガイドラインとして定めるものです。

2. 本ガイドラインの構成及び基本的考え方

個人情報の取扱いについては、法第3条において、「個人情報が、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえ、個人情報を取り扱うすべての者は、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければなりません。

私たち介護関係事業者は、多数の利用者やその家族について、他人が容易には知り得ないような個人情報を詳細に知りうる立場にあり、医療分野と同様に個人情報の適正な取扱いが求められる分野と考えられます。

このことを踏まえ、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項をできる限り具体的に示しており、法令、基本方針及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要があります。

3. 本ガイドラインの対象となる「個人情報」の範囲

法令上「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、個人情報取扱事業者の義務等の対象となるのは、生存する個人に関する情報に限定されている。本ガイドラインは、当事業所が保有する生存する個人に関する情報のうち、医療・介護関係の情報を対象とするものであり、形態に整理されていない場合でも個人情報に該当します。

なお、当該患者・利用者が死亡した後においても、漏えい、滅失又はき損等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講じなければいけません。

4. 責任体制の明確化と利用者窓口の設置等

クレイン在宅ケアセンターは、個人情報の適正な取扱いを推進し、漏えい等の問題に対処する体制を整備していきます。このため、個人情報の取扱いに関し、組織体制・責任体制を構築し、規則の策定や安全管理措置の計画立案等を効果的に実施できる体制を構築するものとします。

死者の情報は原則として個人情報とならないことから、法及び本ガイドラインの対象とはなりませんが、しかし、利用者が死亡した際に、遺族から介護関係の諸記録について照会が行われた場合は、患者・利用者本人の生前の意思、名譽等を十分に尊重しつつ、特段の配慮をもって取り扱うべきものと考えます。

5. 他の法令等との関係

医療・介護関係事業者は、個人情報の取扱いにあたり、法、基本方針及び本ガイドラインに示す項目のほか、個人情報保護又は守秘義務に関する他の法令等(刑法、関係資格法、介護保険法等)の規定を遵守しなければいけません。

II 訪問介護活動に伴う個人情報の取り扱いの実際

訪問介護に従事する際は、「個人情報の保護に関する法律」およびI-2で掲載した基本的考え方方に準じて個人情報を取り扱うものとします。

○ 対象となる情報

- 1、訪問介護業務に従事する際に事業所より提供された、利用者様宅に関するすべての情報。
- 2、訪問介護活動中に知り得た、利用者様宅に関わるすべての情報。
- 3、訪問介護活動が終了した後あるいは活動外で知り得た、事業所利用者様に関する個人情報。
- 4、訪問介護業務を通じて知り得た、他の従事者に関するすべての情報。

○ 取り扱い方法

- 1、事業所から提供されたケアプラン、介護サービス提供に関わる計画、サービス依頼書、提供したサービス内容等の記録、事故の状況等の記録など、利用者様に関わる個人の情報が記載された文書類や個人データなどは紛失したりむやみに第3者の目に触れないよう、慎重に取り扱うこと。
- 2、業務報告や業務に関わる相談などの際には、電話報告も含め、第三者に情報が伝わらないよう、周辺の状況に留意すること。
- 3、事業所から提供された文書類が不要になった際には、直ちに事業所に返却すること。
- 4、文書以外の個人データ、電子記録など事業所に返却処理することができない個人情報については、提供を受けたものが責任を持って消却、廃棄処分をすること。

■具体例

- * 利用者様のいる所で、他の利用者様に関わる話(サービスの内容なども含む)はしない。(電話による連絡なども含む。)
- * 公共の場所や交通機関内で、個人情報に関わる話はしない。(電話による連絡なども含む)
- * 個人情報の記載された文書などを他の利用者様宅などに置き忘れない。
- * 他のヘルパーさんの個人情報をむやみに他者に話さない。

別表　用語の定義等

1. 個人情報(法第2条第1項)

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限らず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化されているか否かを問わない。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、形態に整理されていない場合でも個人情報に該当する。

○介護関係事業者における個人情報の例

ケアプラン、介護サービス提供にかかる計画、提供したサービス内容等の記録、事故の状況等の記録 等

2. 個人情報の匿名化

当該個人情報から、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所等、個人を識別する情報を取り除くことで、特定の個人を識別できないようにすることをいう。

特定の患者・利用者の症例や事例を学会で発表したり、学会誌で報告したりする場合等は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化されると考えられるが、症例や事例により十分な匿名化が困難な場合は、本人の同意を得なければならない。

3. 個人情報データベース等(法第2条第2項)、個人データ(法第2条第4項)、保有個人データ(法第2条第5項)

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるよう体系的に構成した個人情報を含む情報の集合体、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則(例えば、五十音順、生年月日順など)に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によつても容易に検索可能な状態においているものをいう。

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

「保有個人データ」とは、個人データのうち、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいう。ただし、①その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの、②6ヶ月以内に消去する(更新することは除く。)こととなるものは除く。

介護関係記録については、媒体の如何にかかわらず個人データに該当する。